

ヴァロワ家ブルゴーニュ公フィリップ・ル・ボンの財政（3）
——二つの両替規制令——

金 尾 健 美*

Les finances de Philippe le Bon, duc de Bourgogne de la Maison de
Valois (3)
Deux Ordonnances sur les changeurs

Takemi KANAO

Abstract

C'est l'édition de deux manuscrits conservés aux Archives Départementales de la Côte-d'Or à Dijon, suivie par la version japonaise, l'analyse et la comparaison du texte. L'un, coté B11211, fut rédigé en date du 10 janvier 1421 (n.s.) et intitulé *Instruction de l'établissement du changeur*. Cette *Instruction* réclama l'inscription et les charges avec les clauses pénale aux changeurs qui dominaient effectivement les fluctuations du marché monétaire.

L'autre, coté B11202, *Ordinance sur les changeurs et la fabrication de la monnaie*, en date du 27 février 1423 (n.s.), ayant l'intention continue de stabiliser la circulation monétaire, définit, d'une part, le nombre de changeurs et leur poste dans les villes bourguignonnes et, d'autre part, fixa les prix des pièces monétaires et les frais de l'échange. Le but final de cette *Ordinance* se trouve dans l'établissement du régime du stricte contrôle par la Chambre des Comptes de Dijon pour freiner la spéculation du changeur et pour les assujettir, le changeur et l'orfèvre, au ressort de la Chambre au nom du Duc de Bourgogne.

Key Words: Bourgogne, Moyen Age, chambre des comptes, changeur, monnaie.

*教授 西洋中世史

0. はじめに

本稿は西洋中世後期の諸侯、特にヴァロワ家ブルゴーニュ公フィリップ・ル・ボン（在位1419-1467）の財政研究の一環として、引き続き未刊行史料を紹介しながら、1420年代初頭の金融を分析するものである。前稿「フィリップ・ル・ボンの財政（2）」¹では、1420年暮に執筆された2通の未刊行書簡草稿を紹介し、その内容に沿って、同年夏以降の通貨市場の動向とその政治的・政策的背景を論じた。両替業者²と外国商人が有する貴金属売買の自由こそ市場価格を不安定にし、銀価格の異常な高騰を招いた原因であると諮問官たちは分析した。それゆえ事態収拾のためには、何らかの形で両替を規制し、貴金属流通を厳密な統制下におき、かくして貴金属の市場価格を安定させたい、と考えていたことも示唆した。書簡の文面から判断して、執筆時点ですでに何らかの法案が出来上がっていたことも推測された。本稿はこのようないくつかの経緯で制定された2点の両替規制令を紹介し、検討することを主たる目的とする。

法令のひとつは1421年（新式）1月10日付パリ郊外サン・ドニで起草された「両替設置指図書 *Instruction de l'establissement du changeur*」である。上記2通の書簡草稿で言及されていた指図書はこれを指していると思われる。ADCO B11211に収録された1点である³。この整理番号の下に1417年から1560年までの様々な時期に作成された計92点の貨幣に関する書簡や指図書、それらの控えなどが収録されているが、これらの文書群に单一の整理番号を与えた収集方針は不明確である。この指図書はかなり大判の羊皮紙一枚（縦60cm×横43cm）に記載されている。保存状態は良好とは言いがたいが、テキストを判読する上で大きな困難はない。

今ひとつ両替規制令は1423年（新式）2月27日付ディジョンで起草された「両替と貨幣製造に関する法 *Ordonnance sur les changeurs et la fabrication de la monnoie*」（羊皮紙、縦55cm+下端の折り返し8cm×横58cm）である。これはADCO B11202に収録されるが、この整理番号は1251年から1436年までの日付を持つ計25点の紙・羊皮紙葉に与えられたものである。やはり貨幣に関する文書群という以上に格別の共通点はない⁴。

1. 0. 史料紹介

テキスト校訂上の原則は以下の通りとする。

- 1) 句読点は、校訂者の責任において、適宜これを付した。
- 2) B11211のオリジナル・テキストは各条項の冒頭にItemを置いて改行し、箇条書きにしている。本稿はそのItemの直前に括弧で括った番号を付して便宜を図った。また單一

ヴァロワ家ブルゴーニュ公フィリップ・ル・ボンの財政（3）

の条項が複数の内容を含む場合は、内容ごとに下位区分番号を立てて、ハイフンで下位番号を導き、やはり括弧で括った。

- 3) B11202 のオリジナル・テキストは冒頭の Philippe から最後の日付まで、段落が一切ない。各条項は必ず Item で導かれ、しかも語頭文字 I をかなり大きく書いているので、見誤ることはない。しかし全体としてはかなりの長文になるので、やはり上記 B11211 のテキスト校訂方針に準じて、Item で改行して段落を立て、その直前に括弧で括った番号を付して便宜を図った。また必要に応じて下位区分をたてた点も同様である。
- 4) オリジナル・テキストは、いずれも既述のようにかなり大判の羊皮紙に記載されている。折り目部分の表面が磨耗して荒れ、偶々その折り目に重なったテキストはほぼ消滅していくで判読不能の場合があった。またこの羊皮紙は濡れたのか、どちらも数箇所に大きな染みがあり、インクが流れ、滲んで判読不能となっている箇所もあった。不確定でも一応判読した場合はイタリックで示したが、全く判読できなかった場合はその部分を破線で示した。判読不能箇所は合計しても 20 語から 30 語程度で、文意全体を損なうほどの分量ではない。
- 5) 大文字、小文字の用法は現行のそれに従い、固有名詞と文頭の語は大文字ではじめた。
- 6) テキストの綴りは現行のそれと異なる場合でも、また同一テキスト内に同一語の異体がある場合でも、それぞれを尊重したが、綴り字の i と j の区別、u と v の区別は現行のそれに従った。省略形は校訂者の責任において、すべて元の標準的な形に展開したが、多用される & はそのままとした。
- 7) テキストの母音字省略 élision は、それと分かるようにアポストロフを付した。また -er 動詞と être の過去分詞活用語尾に限ってアクサン・テギュを付し、それ以外の場合はアクサンを付さなかった。
- 8) ローマ数字で表記された年月日や諸々の数値は、そのすべてを校訂者の責任において、現行の算用数字に改めた。テキストおよび訳文の中ではカレンダーは旧式（復活祭方式）をそのままにしたが、説明文中では新式を用い、その旨（ ）で括って注記した。
- 9) 内容に関わる説明注は訳文に付した。
- 10) 上記 2) と 3) の措置に伴い、第 1 項冒頭の premierement と第 2 項以下の item は訳文に反映させなかった。
- 11) 試訳は逐語訳ではない。上記 4) に明記した判読不能箇所を推測し、意訳した部分がある。訳文中で、原文に対応する語句がなく、訳者が補足した語句は（ ）で括った。

1. 1. テキスト

B11211 Instruction de l'establissemement du changeur en date du 10 janvier 1421 (n.s.) (parchemin
43 cm × 60 cm)

Instruction et ordonnance faicte par monseigneur le duc de Bourgogne en son grans conseil
et par l'advis & deliberacion de pluseurs personnes ayans en ce congnoissance pour
le soustenement et mantenement de ses monnoies et afin de pourveoir que marc d'or
d'argent ou billon n'exede point le pris qu'il donne ou ordonnera estre donné en ses
monnoyes pour le bien & conservacion de tous ses pays et subgiez.

- (1) Premierement monditseigneur vult & ordonne en desendant a (-1) tous ses subgiez
et autres personnes quelconques demourans residans ou frequentans en ses pays &
seigneuries, tant marchans que autres quelconques de quelconque estat ou permanence
qu'ilz soient, qu'ilz ne s'entremectent de acheter or argent ou billon au marc pour
revendre de tenir faire ou faire tenir fait de change pour eux ne en leurs noms en quelque
maniere que ce soit contretennent ou en appert, excepte seulement ceulx que a ce
seront par mondit seigneur ou ses commis & deputes a ce ordonne selon ce que cy apres
plusaplain sera declaré ; (-2) non obstant quelconques lettres de change obtenues par
feu mondit seigneur, son pere, cui dieu pardoint de ma dame sa mere ou de lui lesquelles
mondit seigneur a revoquées & par ces presentes revoque, et icelles mect du tout au neant.
- (2) Item les defenses contenues en l'article precedent seront faictes a cry solennel par toutes
les villes des duchie & conte de Bourgogne & de Charolloiz ou l'en a acoustumé de faire
cry sur peine d'amende arbitraire et de perdre le billon pour la premiere foiz, pour la
seconde sur peine de confiscacion de la moitie de tous les biens des transgresseurs, et pour
la tierce foiz de banissement et de confiscacion de tous leurs biens.
- (3) Item (-1) nulz maistres de monnoye ne pourront feront ou feront faire par leurs gens
saunliers commis ou deutez fait de change en quelques maniere que ce soit sur les peines
declarées en la partie precedent ; mais (-2) l'or argent et billon qu'ilz feront ouvre
esdictes monnoyes ilz prendront & recevront par les mains des changeurs a ce commis et
deutez par mondit seigneur et pour le pris que mondit seigneur ordonnera estre donné
en ses monnoies et non autrement ; (-3) excepte toutesvoyes que se aucuns marchans
estrangiers non estans des pays de mondit seigneur apportent ou envoyent esdidctes

monnoies or argent ou billon, les maistres le pourront acheter en la presence des gardes et contregardes qui en feront faire essay et l'enregistreront en leurs papiers et feront paier en leurs presences ausdit marchans le pris ordonné en ladite monnoye.

- (4) Item (-1) en chacune bonne ville fermée desdiz pays de Bourgogne & de Charolloiz seront esleuz par les gens des comptes de mondit seigneur a Dijon, son tresorier s'il est au pays et le general maistre de ses monoyes appelléz avec eux, le bailli de Dijon, gens expers a ce propices de bonne vie & honneste conversacion en tel nombre qu'ilz adviseront ayans chevance de mille escuz d'or et au dessous pour tenir & exercer le fait de change, et ne s'en pourront esdictes villes aucuns autres entremectre sur les peines avant dictes ; et (-2) s'oblieront un chacun a livrer certaine quantite de billon par moys ala plus prouchaine monnoye d'iceulx et tels quantite que par les dessusdiz sera avisé.
- (5) Item (-1) apres ce que lesdiz changeurs auront ainsi esté aviséz, et pour ce que se mondit seigneur estoit en ses pays de Flandres ou d'Artois ou en France qui seroit somptueuse chose aux partes de aler en envoyer querir leurs lettres devers mondit seigneur actendum mesmement le peril qui est de present sur les chemins, mondit seigneur vuelt & ordonne que les dessusdiz y avisent. Et pour le bien d'icellui seigneur y eslisent personne souffisent a ce faire et l'escrivent a mondit seigneur pour en avoir lettres a ce convenable. Et (-2) ce pendent les y comectent par maniere de provision afin qu'il n'y ait aucune faulte.
- (6) Item que (-1) apres ce que lesdiz changeurs auront sur ce les lettres des dessusdiz par maniere de provision ou les vivres, ilz ne s'en pourront entremectre jusques a ce qu'ilz aient fait le serment es mains des gens des comptes de monditseigneur et du general maistre de ses monoyes de bien & loyalement execer le fait de change ; et que (-2) tout l'or argent et billon qu'ilz auront ne pourront finer ilz bailleront & livreront en la fin d'un chacun mois es monoyes de mondit seigneur sans en baillier vendre ou distribuer ailleurs, ne en autres usages fors seulement pour faire vaisselle ou joyaux ; et (-3) au pris ordonné par mondit seigneur estre donné pour marc d'argent en sesdit monnoies et non contrairement.
- (7) Item apres ce qu'ilz auront fait ledit serment, ilz bailleront caucion chacun de mille frans et se obligeron de faire & accomplir le contenu en l'article precedent et seront lesdiz changeurs par nous & seurvoins enregistréz en la chambre desdiz comptes en un livre qui pour ce sera fait a part.

金 尾 健 美

- (8) Item ou cas qu'il sera trouvé que lesdiz changeurs ou aucuns d'eulx bailleront vendront ou delivreront ou feront vendre baillier et delivrer par leurs gens commis & deputéz aucun or argent ou billon ailleurs que es monnoies de mondit seigneurs pour la premiere foiz il l'admendront de deux cens frans, pour la seconde de cinq cens frans, et pour la tiers de mille frans et seront privéz dudit fait de change a tousjours.
- (9) Item en ----- villes fermées se--- --es place convenables ou lesdiz changeurs tendront leursdiz --- ne peurront sur les peines avant dites faire-- tenu f--- fors esdictes places ---⁵
- (10) Item que iceulx changeurs tendront fait de change un seul aux jours de festes a--ature pour secourir au peuple excepte es quatre festes annuelz.
- (11) Item nulz orfevres quelzconques ne pourront acheter or ne argent pour faire vaisselle ne autrement de marchans quelconques estrangers, ne autres sur les peines contenues en second article cy dessus, mais prendront tout l'argent qui leur sera besoing par la main dediz changeurs pour le pris a ce ordonné.
- (12) Item que lesdiz gardes d'une part et ladicte contregarde d'autre et chacun d'eulx enregistreront en un papier apart le pris que le seigneur aura ordonné estre donné a ses monnoyes pour marc d'or ou d'argent.
- (13) Item enregistreront lesdiz gardes & contregarde semblablement le jour *comme par* lesdiz changeurs or argent & billon sera par eux livré esdiz monnoies, le nom d'iceulx changeurs, le nombre quantite des mars qu'ilz delivreron, et le prix sur ce ordonné par lesdiz maistres feront paier a iceulx changeurs a tout de papier.
- (14) Item vuel & ordonne mondit seigneur que les denonceurs des transgresseurs de ceste presente ordonnance et qui seront trouvez et prouvez par devant les bailliz des pais de mondit seigneur, et lesquelz monditseigneur *tournera* ce chacun en son baillage ayant a leurs proufiz le tiers des admendes dessusdiz.
- (15) Item lesdiz bailliz seront tenuz chacun en son bailliage de faire contrerole des amendes et confiscacions dessusdit qu'ilz feront lever & recevoir au prouffit de mondit seigneur par les receveurs ou tresoriers ordinaire desdiz bailliages et iceulx contrerole envoyeront deux foiz en an lesdiz bailliz en la chambre desdiz comptes.
- (16) Item vuel & ordonne mondit seigneur que ausdiz bailliz afin qu'ilz ne puissent ignorer le contraire, soit envoyé le vidimus de ces presentes fait soubz le seel de sa chancellier de Bourgogne pour cestre presente ordonnance par eux incontinent fait publier chacun en

son bailliage, et icelle faire entretenir garde et mantenir selon et par la mains cy devant declairee sans la souffrir enfrandre aucunement sur la foy qu'ilz doivent a mondit seigneur et le serment qu'ilz ont a lui et a peine de privacion de leurs offices et de estre repute pour desobeissans, et l'original vuelt demourer en la chambre de sesdit comptes pour en avoir memoire perpetuelle.

Philippe duc de Bourgogne conte de Flandres d'Artois & de Bourgogne palatin seigneur de Salins & de Malines, a tous les baillis de nosdiz duchie & conte de Bourgogne ou a leurs lieuxtenant salut. Il est venu a notre connoissance que pour deffault de bonne police & gouvernement marc d'argent est telement enhier --- (*3 à 4 mots illisibles*) --- chascun jour et aussi le pris des escuz d'or telement haulcié et a ceste cause les vivres et toutes autres denrees sont en si grandes chiertez que *a plus en plain* l'en faire le tout a la descencion du povre peuple et *f* --- ---*rveu* ny estoit pourroit venir a la totale destruction de nosdiz pays et de noz subgiez estans en iceulx ; pourquoi nous desirans de tout notre cuer nosdiz pays et subgiz estre bien gouverné et en bonne police et pourveoir a notre povoix aux ---*ertez* et autres choses dessusdictes et aux grans inconveniance qui s'en pourroient ensuir aucuns par l'advis & deliberacion des gens de notre grans conseil et autres noz officiers ayans en ce bonne & grande connoissance faites les ordonnans & instrucions cy dessus declarées. Et pour ce que icelles nous voulons nous plait & ordonurons estre gardées entremées et observées, nous voulons et vous mandons que incontinent apres la reception de ces presentes vous faites crier et publier solemnelement par tous les lieux de votre bailliage ou l'en a accustuméz de faire crier les ordonnans par nous faictes en devant declarées. En desendant de par nous a tous les subgiez de nosdiz pays et autres residans demourans ou frequentans iceulx noz pays et sia les peines declarées es articles desdicts ordonnans et sur tant qu'ilz doubtent mesprendre envers nous que nosdictes ordonnans ilz gardent maintiennent & observent selon leur forme et teneur sans les enfairendre aucunement. Et tous ceulx que trouverez faisans le contraire punissez selon les peines contenues et declarées esdictes ordonnans sans aucune faveur ou deport se en ce faites tele et si bonne diligence chacun en votre bailliage que non dovez estre reprins ; mandons en oultre par ces mesmes presentes a noz améz et feaulx les gens de noz comptes a Dijon et a notre tresorier et general gouverneur de toutes noz finances present et avenir que par vous nosdiz bailliz facent diligemment notre presente ordonnans deuement mectre a planiere execucion

金 尾 健 美

et vous en sollicitent tres diligemment. En nous certifiant de la diligence que yserez de ce faire & les circonstances & dependens. Avons a eux et a vous & a chacun de vous, si comme a lui appartient, donné & *donnons* plain povoir puissance auctorite & mandement & commandement especialx ---- mandons a tous noz justiciers officiers & subgiez que a vous & voz commis et deutez obeissent diligemment. Donné a Sint Denis le 10° jour de janvier l'an de grance 1420 (a.s.).

B11202 Ordonnance de Philippe, en date du 27 fev. 1423 (n.s.) sur les changeurs et la fabrication de la monnoie (L58 cm × H55 cm + 8 cm)

Philippe duc de Bourgogne comte de Flandre d'Artois & de Bourgogne Palatin seigneur de Salins & de Malines A tous ceulx qui ces lettres veront salut. Savoir faisons que pour ce qu'il nous a esté rapporté pre-- duchie et conte de Bourgogne et en la conte de Charrolois a tresgrante quantite de changeurs par le moyen desquelz les escuz & autres monnoyes d'or d'argent & billon sont tellement enchieriz que l'en n'en puet finer ----- Et mis-- le billon qu'ilz achetent lequel ilz deussent porter ou envoier de mois en mois se plus tost non en noz monnoyes le portent & font porter ailleurs ou le detiennent ---ment par devers *iceulx Ainsi que bon leur semble aussi que* pluseurs se sont entremis et entremettent de jour en jour de fait de change sans avoir sur ce noz lettres aveque ce que les gardes de noz monnoyes par importante requerance ont impetu de noz lettres de change, *ce que faire* ne se deust mesmement que lesdiz office sont incompatibles et ne se fait point es monnoyes de monseigneur le roy Et que toutes marchandises qui se souloient vendre a solz et a livres -- deut a present ---- pluseurs --- a or. Et que plus est pluseurs marchans vendent et baillent leurs denrees a eschange de billon en oultre que les orfevres demourans & residans en nosdiz pais de Bourgogne ----eurs le temps passé --eurs de jour en jour de acheter billon d'or & d'argent et aussi que la plus grant partie d'*iceulx* orfevres ont ouvré & fait ouvrir en leurs hostelz vaisselles saintures couroyes et autres --- or & joyeaulx a -- basse aloy et sans les signer et que pluseurs tant lesdiz orfevres que autres se sont entremis & entremettent de fondre & faire fondre en leurs hostelz billon avec pluseurs autres faulte ---- ou prendre de nous et de la choses publique de nosdiz pays. Pour pourveoir a toutes lesquelles choses nous pour le bien de la chose publique par bonne & grande delibacion sur ce eue avons ordonné et ordonnons par ces presentes les choses qui s'ensuiguent;

ヴァロワ家ブルゴーニュ公フィリップ・ル・ボンの財政（3）

- (1) Premierement nous des maintenant avons revoqué & revoquons tous offices de changeurs par nous ou autres en nom de nous creés instituéz et ordonnéz en nosdiz duchie & conte de Bourgogne et en la conte de Charroloys et ailleurs ou que ce soit en nosdiz pays, ensemble toutes lettres de change que sur ce ont esté obtenues de nous & de noz officiers lesquelles lettres nous metons du tout au neant, en leur deffendant sur quanque ilz le pevent mesfaire envers nous et d'estre amendables arbitrairement que doresenavant ne s'en entremettent sans avoir sur ce noz lettres patentes passées en notre chancellerie et seellées de notre grant seel.
- (2) Item voulons & ordonnons que doresenavant seront ordonnéz et instituéz le nombre de changeurs cy apres declaré : c'est assavoir en notre ville de Dijon quatre changeurs, en notre ville de Beaulne trois changeurs, en notre ville de Chalon trois changeurs, en notre ville d'Ostun trois changeurs, en notre ville de Semur deux changeurs, en notre ville d'Avalon ung changeur, en notre ville de Montbar ung changeur, en notre ville de Chastillon deux changeurs, en notre ville de Nuys ung changeur, a Paroy le Monial ung changeur, a Mont Saint Vincent deux changeurs, a Auxonne trois changeurs, a Verdun ung changeur, a Cuisery ung changeur, a Chaucins ung changeur, a Dole deux changeurs, a Arbois ung changeur, a Poligny deux changeurs, a Salins quatre changeurs, a Vesoul ung changeur, a Guey ung changeur, a Facoingni ung changeur, a Montjustin ung changeur, a Pontaillie ung changeur, a Bauliues ung changeur, a Jussey ung changeur et a Quingey ung changeur. Et reservons a nous de ordonner & instituer nombre raisonnable de changeurs es autres bonnes villes de nosdiz pays se mestier est et quant bon nous semblera.
- (3) Item ordonnons que (-1) lesdiz changeurs soient tenuz doresenavant de tenir change esditez villes et - - esdites places publiques qui seront sur ce divisées & ordonnée par noz gens & officiers et non ailleurs esdicte villes, et que (-2) pour ledit change et pour avoir cense et permission de nous de exercer icellui fait de change ilz seront tenuz de nous paier chascun an chascun changeur dix livres tournois a deux termes de Saint Jehan & de Noel par moities a *moities* le premier terme a la Saint Jehan prouchain venans ; et ne pourront tenir faire ne exercer fait de change esdictes villes ailleurs que esdictes places, et sur la paine de deux livres tournois appliquer a nous pour chacune foiz qu'ilz feront le contraire et desquelles places ilz seront tenuz de paier louyer raisonnable par chacun an a ceulz a qui icelles places appartendront en proprieté. Et (-3) en oultre pourront aler iceulx changeurs

金 尾 健 美

es foires & marchiez qui se tendront es mectes du bailliage ou ilz seront demourans et non ailleurs exceptes en noz foires de Chalon ou chacun changeur pourra aler.

- (4) Item ordonnons que (-1) iceulx changeurs seront tenuz sur paine d'amende arbitraire de porter & livrer de mois en mois tout leur billon or & argent qui se doit billoner en la plus prouchaine de noz monnoies de lieux de leurs demourances, et icellui billon delivrer au maistre particulier de ladicte monnoie en la presence des gardes ; (-2) desquelles enregistreront en leur papier le jour de la delivrance dudit billon et la quantite d'icellui afin que iceulz changeurs puissent estre paiéz par ledit maistre a tour de papier, et sur ce seront bailliez a icelles gardes instruccions ad ce appartenant par le general maistre de noz monnoies.
- (5) Item ordonnons & deffendons a tous sur paine d'amende arbitraire que nul de quelque estat qu'il soit ne face ou face faire fait de change en nosdiz pays de Bourgogne en quelque ville ou lieu que ce soit occultement ou en appert excepte les changeurs que ad ce seront commis & ordonnéz de par nous et par noz lettres patentes passées en notre chancellerie et seelées de notre grant seel.
- (6) Item ordonnons & deffendons par ces presentes aux gardes de nosdictes monnoies tant de Dijon d'Auxonne, Saint Laurens, Cuisery & Chaucins presens & avenir que doresenavant ne s'entremectent de tenir faire & exercer fait de change ne faire tenir & exercer en leurs hostelz publiquement ou occultement ne ailleurs par leurs fermes familiers & serviteurs ou par autres personnes en quelque maniere que ce soit. Et ou cas qu'ilz feront le contraire ilz seront amendables arbitrairement envers nous et seront privéz de leurs offices laquelle amende sera arbitraire jusques a la somme de cent mars d'argent a notre prouffit.
- (7) Item voulons & ordonnons que icelles gardes facent doresenavant continuelle residence en leurs offices et que par chacun jour le bon matin et aux autres heures ad ce ordonné selon l'instrukcion qui leur sera baillée par le general maistre de noz monnoiez sans y faillir sur paine de perdre leur gaige d'une annee pour la premiere foiz qu'ilz y fauldront et pour la seconde foiz de perdre leurs offices et de l'amender arbitrairement.
- (8) Item ordonnons que lesdiz changeurs ou autres personnes quelxconques ne donnent ou puissent donner doresenavant d'un escu d'or des grans blans ayans presentement cours pour 10 deniers tournois ne aussi des deniers doubles ayans cours pour 2 deniers tournois plus hault de quatorze gros, sur paine d'estre amendables arbitrairement envers nous pour

chacune foiz qu'ilz feront le contraire.

- (9) Item & que lesdiz changeurs pourront remendre iceulz escuz a toutes manieres de gens pour le pris declaré en l'article precedante excepte qu'ilz pourront demander pour prouffit cinq deniers tournois pour piece pour leurs paines & labours & non plus sur la peine contenue en l'article precedente et d'estre privéz de l'office de changeur.
- (10) Item et ou cas que ceulx qui apporteront lesdiz escuz au change ne seront contenus du pris dessus declaré, nous donnons licence a iceulx changeurs qu'ilz les puissent retenir par devers eux pour ledit pris de 14 gros.
- (11) Item ordonnons en oultre ausdiz changeurs que toutes pieces d'or non ayans cours ou royaume de France ne en notredite conte de Bourgogne, si tost quelle viendront en leurs mains ilz les coppent & puissent copper par le milieu en payant aux parties le pris qu'elles vaudront loyalement & raisonnablement sans fraude ou manaiz *engin* et se icelle partie - - sont contens lesdiz changeurs leur pourront & devront rendre les pieces toutes copées comme dit est.
- (12) Item ordonnons & deffendons ausdiz changeurs et a tous autres qu'il appartiendra (-1) qu'ilz ne puissent donner ou - - plus hault pris de marc d'or ou d'argent que le pris que avons ordonné estre donné ou ordonnerons estre donné en nosdites monnoiez sur paine d'estre pour ce amendables arbitrairement envers nous & privés dudit office de changeur - - ; (-2) lesdiz changeurs savent que autres facent le contraires, ilz seront tenuz de le venir rapporter a noz bailliz & *premiers ou le estous* le faire savoir aux gens de noz compte a Dijon ou au general maistre de noz monnoiez pour en- - pugnir & corrigier tous ceulx qui feront le contraire.
- (13) Item ordonnons que lesdiz changeurs ne pourront vendre l'un a l'autre aucun billon d'or ou d'argent mais seront tenus de le porter a la plus prouchaine monnoie d'icelles noz monnoies sur paine de confisquer ledit billon et d'estre amendables arbitrairement envers nous.
- (14) Item semblablement ni peuvent lesdiz changeurs ni autres personnes de quelxconques estat qu'ilz soient, transporter ou faire transporter hors nosdiz pays de Bourgogne et de la conte de Charollois *aucun* billon d'or ou d'argent en forvoyant nosdiz monnoies sur paine de confiscacion dudit billon et d'estre amendables arbitrairement envers nous.
- (15) Item semblablement ordonnons & deffendons a toutes personnes quelxconques tant

金 尾 健 美

changeurs orfevres marchans ouvriers comme autres personnes quelzconques de quelque estat qu'il soient, qu'ilz ne s'entremeslent ocultement ou en appert de fondre ou faire fondre en leurs hostelz & domicilles ou ailleurs aucun bilion d'or ou d'argent mais icelui portent en nosdictes monnoiez pour le y fondre & affiner et ceulx qui feront le contraire voulons estre pugniz par la prise & detencion de leurs corps estre mis en prison fermé et le bilion d'or ou d'argent estre acquis et confisquéz a tout et de l'amende arbitrairement selon la faculte de leurs chevances.

- (16) Item avons ordonné et ordonons en deffendant expressement a tous marchans et personnes quelzconques que nuls d'iceulz ne portent ou envoient ne facent porter ou envoier pour fait de marchandise ne autrement hors de noz pays sans notre congie & licence aucun or pour le porter en l'Empire sur paine de le confisquer et de pour ce estre amendables arbitrairement envers nous.
- (17) Item voulons & ordonnons que nulz marchans ne autres personnes de quelque estat qu'ilz soient, ne vendent ou achetent ou facent quelconques traitez ou marchandises a or fors tant seulement a solz & a livres tournois excepte tant seulement en achat ou vendaige de heritaiges ou en traictre de mariaige, et ou cas qu'ilz feront le contraire qu'ilz soient pugnie pour la peine forz de perdre a notre proufft la moitie de leurs denrees de toutes les marchandises & denrees qu'ilz auront et pour toutes les autres foiz de toutes icelles denrees & marchandises et d'estre amendables arbitrairement envers nous.
- (18) Item ordonnons que doresenavant tous orfevres demourans en nosdiz pays et seignouries et oudit conte de Charrolois euvrent doresenavant d'or & d'argent en la maniere qui s'ensuit : c'est assavoir que or fin se doit revenir a vint quatre karas et pourront ouvrir iceulz orfevres au dessoubz jusques a 19 karas et ung quart lequel or qui est de 19 karas & ung quart est or de touche et ne se doit pour revenir a moins, et en puet l'en ouvrir en toutes manieres que l'en vuelt et ne mettront lesdiz orfevres ne autres pierres en or se elles ne sont fines.
- (19) Item que (-1) argent de tendree de Paris doit revenir a 11deniers 18 grains et se puet changer pour marc de cinq esterlins de cuivre fin et non plus, et par ainsi ledit argent qui sera au pris de 11deniers 9 grains sera bon pour ouvrir ; et ne pourront lesdiz orfevres mettre en euvre aucun autre pour faire vaisselle ou autres joyeaulx, se ce n'est argent audit pris de 11deniers 9 grains fin et au dessus sur paine d'estre amendables arbitrairement

envers nous ; (-2) laquelle vaisselle nous voulons estre signée & marquée comme fine a noz armes ; et aura chacun orfevre ung pourcon desdictes armes et au bout de l'escu, sera frappé le contresaing de l'orfevre qui aura fait ladicte vaisselle ou autres joyaulx ; et seront tous les contresigne d'iceulx orfevre apportéz en la chambre es nosdiz comptes a Dijon et illecques enregistréz & marquéz en une table de plomb afin qu'ilz ne puissent ygnorer leur diz contresignez et sur les paines que dessus, et aussi de estre forclox de plus ouvrir de leur mestier en nosdiz pays ; et pareillement l'argent a ouvrer saintures & autres menuz ouvraiges donne coliers escharpes agneaulx signez et autres telz menuz ouvraiges se doit reveint au pris que dessus de 11deniers 9 grains et sur la paine dessusdicte ; et est a entendre que se l'argent valoit une foiz plus l'autre moins tousjours se doit revenir l'argent au pris que dessus.

- (20) Item que l'argent ja donc ne se doit point color en colent d'or qui se fait de vert-de-gris de *samoinacle* ou de soffre sur paine d'amende arbitrale comme dessus maiz l'or le puet bien redorer tant de foiz comme l'en vuelt.
- (21) Item que l'en ne puet ne doit dorer lotton ne donner couleur en facon d'or ne esmaillie de mastie et aussi ne puet l'en --- ne ne doit dorer cuyvre si non que chascun y puisse avoir congnoissance de veoir se cest cuivre sur la paine arbitraie dessusdit.
- (22) Item que toutes gens ouvrans d'or & d'argent et des matieres dessus dictes et aussi merciers & toutes autres manieres de gens ne puissent ouvrir ne faire ouvrer doresenavant en leurs hostelz ne ailleurs se non de la loy et ordonnance dessus dicte sur paine de l'amender arbitrairement come dessus.
- (23) Item voulons & ordonnons nosdiz bailliz estre tenus chascun en son bailliaige de faire contrerole des amendes & confiscacions dessus dictes qu'ilz feront leur recevoir a notre prouffit par leurs receveurs & tresoriers ordinaires estans leursdiz bailliaige lesquelx contreroles iceulx bailliz seront tenus de envoier deux foiz en l'an la chambre des noz comptes a Dijon.
- (24) Item voulons & ordonnons que a tous ceulx qui rapporteront & trouveront les dessus nomméz faisans le contraire de ceste notre presente ordonnance et qui transgresseront icelle ou autre desdiz articles circonstans & dependens d'iceulx, aient sur les delinquans & transgresseurs pour chacune foiz qu'ilz le rapporteront et qu'il sera *crime estre luy* dix livres tournois et au dessoubz selon l'exigens du cas et la faulte des delinquans.

金 尾 健 美

- (25) Item voulons & ordonnons a tous noz bailliz et autres officiers de justice qu'ilz facent chacun es mectes de son office garder obstiner & entrener noz presentes ordonnance et pugnissement les transgressions selon le contenu d'icelles. Et s'ilz en sont deffaillans & negligens apres ce qu'il sera venu a leur connoissance pour chacune foiz qu'ilz connectront faulte ou negligence en ceste partie ilz nous paieront vint livres tournois d'amende.
- (26) Item voulons que au vidimus de ces presentes fais soubz le seel de notre chancelier ou ala copie collacionnée en la chambre de nozdiz comptes a Dijon soit adjoustée pleine foy comme au vray original lequel original voulons estre & demourans en la dicte chambre afin de continuelle memoire. Si donnons en mandement a touz noz bailliz de nozdiz duchie & conte de Bourgogne au bailli de Charroloys et a tous noz autres justiciers & officiers leurs lieutenans et a chascun d'eulx si comme a lui appartendra que ceste notre present ordonnance ilz facent crier & publier en et par toutes les bonnes villes es mectes de leursdiz baillaiges ou l'en a acustumé de faire cry. En defendant a tous les subgiez d'iceulx noz pays et a autres residans demourans & frequentans iceulx et sur les paines dessus declairées en chacun article que icelles ordonnances gardent maintiennent & observent selon leur forme & teneur sans les enfrandre aucunement. Et tous ceulx qu'ilz tienneron faisans le contraire voulons par eulz estre corrigiéz & pugniz selon les paines dessus dictes en chascun des articles sans aucun faveur ou deport en faisans en ce si bonne deligens que reprins n'en soient de negligens de ce faire leur donnons povoir auctorite mandement & commandement especial. Mandons & commandons a tous a qui il appartendra que a eulz & a chacun d'eulz en ce faisans obeissans & entendent diliglement. En tesmoing de ce nous avons fait mectre notre seel a ces presentes données a Dijon le vin-septyesme jour de fevrier l'an de grace mil quatre cens vent & deux.

1. 2. 試訳

B11211 (逐語訳ではない。あまりに冗長な表現は適宜簡略化した。)

1421年1月10日付Philippeの両替設置に関する指図書（縦43cm、横60cm）

殿下のあらゆる土地とあらゆる臣民の利益と安寧のため、貨幣の維持に関し、また造幣所の

ヴァロワ家ブルゴーニュ公フィリップ・ル・ボンの財政（3）

金、銀、地金および廃棄銭の価額が指定価格を上回らぬようにするため、有識者の議論と勧告を受けて大諮詢会においてブルゴーニュ公により発せられた指図と令。

- (1) (-1) 商人に限らず、どのような身分、どのような職の者であれ、居住者と旅行者とを問わず、自身のために、また自身の名を用いて如何なる方法であっても、金、銀、地金および廃棄銭⁶を転売を目的として購入する、あるいは両替を行うため、もしくはさせるために購入してはならない。ただし以下に述べるような形で我らないし我らの代理から命じられた者を除く。(-2) 先代の公、現公の母后または現公から両替許可状をすでに取得している場合も、本状により、そのすべてを無効とする。
- (2) 上記の禁止事項をブルゴーニュ公領、伯領、シャロレー伯領のあらゆる都市で古来の慣習にしたがって発布する。違反は、初犯の場合は判事裁量の罰金と金属塊の没収。再犯は全財産の半分を没収。三犯は全財産の没収後、追放刑に処す。
- (3) (-1) 如何なる造幣所長⁷も如何なる方法であれ、自らの手で、または彼の代理者もしくは委任者の手によって、両替を行うもしくは行わしめることは不可。違反する場合は上記の罰則を適用する。(-2) 彼らが、その主宰する造幣所において加工する金、銀、地金および廃棄銭に関しては、殿下により委任された両替業者から購入・受領するものとし、その価額は殿下が造幣所に命じて定めるものとし、それ以外は不可。(-3) ただし殿下の領邦に常住しない外国商人が上記の造幣所に金、銀、地金および廃棄銭を持ち込みもしくは送付した場合には、その度に造幣所保護官 *garde* ならびに監督官 *contregarde* 立会いの下、彼らが検査をさせ、自ら記録する限りにおいて、当該造幣所長はそれを購入することを得。また当該保護官ならびに監督官立会いの下、当該商人にたいして当該造幣所において定められた価額で支払うことを得。
- (4) (-1) 殿下のディジョン会計官、もし当地滞在中であれば殿下の財務官、造幣所統括官⁸ ならびにディジョンのバイイによって、ブルゴーニュおよびシャロレーの良き城塞都市の各々にて、善良なる生活を送り誠実な交際を保ち、金 1000 エキュの、ないしそれを下回るも可、不動産 *chevance* を所持する適材を本件に関する専門職として、両替業務を保持し運営させるべく、彼らが助言する人数だけ選出する。また当該都市においては他の者は誰であれ当両替業務を行ってはならない。違反は上記の罰則に処す。(-2) また（その選出され両替を営む者たちは）各人が月ごとに至近の造幣所に金属塊を納入する義務を負う。その納入量は上記の人々によって指示される。
- (5) (-1) 上記両替が前述のように助言された後、もし殿下がフランドル、アルトワまたはフランスに滞在中であれば、彼らの認可状を請求すべく殿下を訪ねて行くのは、道中危

金 尾 健 美

險が予想され、大事となるので、殿下は上記の人々に処置を一任されている。そこで殿下の利益を鑑み、(彼らは) 本件を委ねるに適した人材を選出し、その旨を認め、本件に適當な認可状を下されるよう殿下に知らしむ。この間 (-2) 如何なる不正も起こらぬように、担保を取って彼ら (=両替) を統制する。

- (6) (-1) 上記両替が本件につき担保を供して認可状を取得した後、(彼らは) 殿下の会計官もしくは造幣所統括官の手の中で両替業務を誠実に履行する旨の誓約をするまでは業務を始めてはならないし、また (-2) 彼らが手にする金、銀、地金および廃棄銭は殿下の造幣所に毎月末に納入し、他所に売却、分配してはならず、また食器、宝飾品作成以外の用途に供するも不可。(-3) 納入価格は当該造幣所の銀マールに対して殿下が定めるものとする。
- (7) 上記の両替は上記の誓約を済ませた後、各人、保証金 1000 フランを預託して前項の内容を遂行する義務を負う。彼らは会計院にて特別に作成された冊子に登録される。
- (8) 上記の両替の誰であれ我らの造幣所以外の所に金、銀、地金および廃棄銭を自らまたは委任者もしくは代理者の手を通じて、供与、売却もしくは引渡を行い、または行わしめたことが露見した場合、初犯は 200 フランの罰金、再犯は 500 フランの罰金、三犯は 1000 フランの罰金と両替営業認可の没収と永久停止に処す。
- (9) 上記の両替は上記の城塞都市内の然るべき場所で各人の(店舗を) 設置、運営し、他所で(営業することは) できない。違反の場合には前項で定める刑に処す⁹。
- (10) 上記の両替は四大祭を除く祝日には誰か一人が営業し、人々の便に供する。
- (11) 金銀細工師は誰であれ食器製造のために外国商人からは金銀を決して購入してはならない。違反の場合は上記第 2 条の刑に処す。彼らが必要とする銀はすべて上記の両替から所定の価格で入手すること。
- (12) 造幣所保護官ならびに監督官は各々が別々の冊子に殿下が造幣所に与えるように命じた金マールと銀マールの価格を記録すること。
- (13) 上記の保護官ならびに監督官は同様に上記の両替により金、銀、地金および廃棄銭が造幣所に引渡された日付、両替の名、引渡されたマール数および造幣所長により両替に支払うように命じられた価額をすべて記録すること。
- (14) 本法令に違反する者を告発し、殿下の領邦バイイの前に出頭し証言する者は、各人がその利としてバイイ管区において上記の罰金の三分の一を取得するように殿下は欲しかつ命じる。
- (15) 上記のバイイ各人がその管区において上記の罰金(徴収)と没収の監督を行う。(徴収業

ヴァロワ家ブルゴーニュ公フィリップ・ル・ボンの財政（3）

務は）殿下に利するよう、各バイイ管区に所属する通常収入官もしくは財務官に行わせしめ、上記バイイはその監督記録を年に二度上記の会計院に送付する。

- (16) 上記バイイの中に違反者を看過する者なきよう、ブルゴーニュ尚書官の印璽を捺した本法令の照合済み謄本が各バイイ管区あて送付され、かつ彼らにより直ちに発布され、本法令が遵守され、彼らが殿下に立てた誠実誓約に決して悖ることなきように殿下は欲しかつ命じる。不服従と見なされた場合はその職務の没収。本法令の原本は会計院に永久に記憶されるよう保存される。

フィリップ、ブルゴーニュ公、フランドル・アルトワ・ブルゴーニュ伯、宮中伯、サラン・マリース領主ブルゴーニュ公領、伯領の全バイイならびにその代理に祝福を与う。我らが聞き知る所では、良き統治の欠落のために日々銀マールが高騰し……それに伴って金エキユの価額も上昇し、このために食料をはじめ、ありとあらゆる商品（価格）が騰貴しているので……貧しき民ら……我らの領土と、そこに居住する全臣民がことごとくに破滅するという事態に立ち至るやも知れぬ。それがために我らは衷心から欲す、我らの領土と臣民が良く治められるようにと、また上記の騰貴とそこから生じる多大な不都合につき、大いに見識を有する我らの諮問官と官吏の意見と勧告に従って作成され、ここに言明した指図書と令により我らの力が及ぶようにと。その指図書と令が遵守され、記憶され、尊重されるように我らは欲し、（そうなれば）我らには喜ばしく、（従ってそのように）命じるがためには、汝らは本状を受領するや直ちに、汝らのバイイ管区のあらゆる場所で慣例に従い、我らが作成しここに明言する令を高らかに発布するように我らは欲しかつ命じる。我らの領土の全臣民ならびに我らの土地に居住する、滞在する、あるいは去来するすべての者に、我らの名において下された以上、また我らに対しても、また我らの令に対しても、同様に背馳せる疑いあるは、相応の罰則が上記各令の諸条項に言明される以上、彼らがその文言と内容を決して蔑ろにすることなく、遵守し、維持し、尊重すべし。また汝らが発見した違反者はすべて本令の諸条項に含まれ言明される罰則に従って、遅滞なくまた情実に流されることなく処罰される。この点で汝らが各々の管区にて精勤するならば、汝らが非難されるはずもなかろう。加えて本状をもって、我らの親愛なるディジョン会計官、財務官ならびに現在及び将来の財務総監督官に対して、汝らの許で件のバイイらが本令を熱心に履行するよう、また誠実に十全なる実行に移すように要求す。また汝らに重ねて請う。諸般の事情があろうとも、本件を履行するにあたって精勤なるを我らに対して示すべし。彼らバイイに対してまた汝らに対して、当然のこととして、すでに十全なる権限、権威、命令権ならびに特別要請権を授与したし、授与する所存である。我らの全司法官ならびにその

金 尾 健 美

配下、汝ら、汝らの委任者および代理者も同様に従順たるを命ず。於サン・ドニ、1420年（旧式）1月10日。

B11202（逐語訳ではない。あまりに冗長な表現はやや簡略化した）

1423年（新式）2月27日付けのPhilippeの両替設置令 Ordonnance（縦55cm、横58cm）

フィリップ、ブルゴーニュ公、フランドル、アルトワ、ブルゴーニュ伯、宮中伯、サラン、マリーヌ領主、本状を目にするすべての者に祝福を。報告によれば、ブルゴーニュ公領、伯領、シャロレ伯領には数多の両替があり、それがためにエキュをはじめ、諸々の金貨、銀貨、地金の価格が恐ろしいほどに上昇し、收拾つかず、と。しかも彼らは購入した地金や廃棄錢を毎月我らの造幣所に納入するはずのところ、余所へ運んでしまうか、蓄蔵している。日々、多くの者が我らの認可状もなしに、欲するままに両替業を営んでいる。あまつさえ我らの造幣所保護官が我らの両替許可状を取得しているが、彼らの職務と両立し得ぬゆえ、なすべきことではないし、国王陛下の造幣所にて為すべきことでもない。かつてあらゆる商品はソル・リーヴルで売買するのが慣わしであったが、昨今は金で（値をつける）。商人の多くは商品を地金と交換するし、さらにわれらの土地、ブルゴーニュ地方に居住ないし滞在する金銀細工師は日々金銀を多量に買占め、自宅で熔解・加工し、金銀含有率を低く抑えて食器、聖具、装飾品などを製造し、商標もいれず、数々の不正を働いている。我らは我らの土地の公共の福祉を鑑み、本件につき議論を重ねた結果、本状により以下のごとくに命じる。すなわち、

- (1) 我らのブルゴーニュ公領、伯領およびシャロレ伯領、また我らの領土内のいかなる場所に於いてであれ、我らもしくは我らの名代により開設され、設置され、管理されてきた両替店舗は今より後すべて廃棄されるものとする。並びに、我らおよび我らの官吏から入手したすべての両替認可状に関しては、これをすべて無効とする。（本措置に伴い）彼ら（=両替）が我らに対して不正を行った場合は、彼らを排除する。以降、本件に関して我らの尚書局にて受理され、大印璽を捺された我らの認可状を所持せずに当該業務に従事するなら、判事裁量の罰金刑に処す。
- (2) 今より後、両替の数は以下に明らかにするように命じられ、設置されるように望みかつ命じるものである。すなわち我らのディジョン市に4名、ボース市に3名、シャロン3名、オータン3名、スミユール2名、アヴァロン1名、モンバール1名、シャティヨン2名、ニュ

ヴァロワ家ブルゴーニュ公フィリップ・ル・ポンの財政（3）

イ1名、パロワ・ル・モニアル1名、モン・サン・ヴァンサン2名、オーソーヌ3名、ヴエルダン1名、キュイズリイ1名、ショーサン1名、ドール2名、アルボワ1名、ポリニイ2名、サラン4名、ヴェズール1名、ゲイ1名、ファコワニイ1名、モンジュスタン1名、ポンタイエ1名、ボーリュー1名、ジュッスイ1名、キニイ1名。そして我らの領土の他の良き都市に於いては、その要が生じ、適當と思われる時に合理的な数の両替を命じて設置することを我らは留保する。

- (3) (-1) 上記両替は、以降、上記の都市において、我らの配下の者ないし官僚が指示する公共の場において両替業務を営み、それ以外の場所で営業することは不可。(-2) またその両替業務のために、また我らからその営業の審査と認可を得るために、毎年、聖ヨハネの祝日と主の聖誕祭と二期に分けて各期半額、(合計) 10リーヴルを納入しなければならない。第1期分は来る聖ヨハネの祝日とする。当該都市の定められた場所以外では両替業務を行ってはならない。違反する場合は、その度ごとに我らにより2リーヴルの科料を徴収される。また上記の場所に関しては、その場所の所有権者に対して毎年合理的な賃貸料を支払うものとする。(-3) また上記の両替は、彼らが居住するバイイ管区内で開催される年市または毎日市に限って、赴き（業務を行い）得る。ただし我らのシャロンの年市はいかなる両替業者も赴くことを得。
- (4) (-1) 上記両替は毎月その居住地の至近の造幣所に造幣を利用する地金、地銀を納入する義務を負う。違反の場合は判事裁量の罰金。また当該地金（銀）は造幣所保護官立会いの下で当該造幣所の特定造幣所長に引き渡す。(-2) 保護官は自身の帳面に引渡し日と地金（銀）量を記録し、その記録にしたがって当該両替は特定造幣所長から支払いを受ける。この点に関しては、造幣所統括官による指図書が保護官には与えられるであろう。
- (5) 我らのブルゴーニュ地方においては如何なる場所であれ、我ら尚書局が作成し大印璽を捺した認可を取得した両替業者以外は何人たりとも両替業務を行う、もしくは行わしめることは不可。違反は判事裁量の罰金刑に処す。
- (6) ディジョン、オーソーヌ、サン・ロラン、キュイズリイ、ショーサンの我らの造幣所の保護官は現在及び将来にわたり、両替業務を自宅であれ余所であれ、公然ともしくは隠然と、彼自身の手で直接に、または彼の妻子や使用人によって間接に遂行する、もしくは遂行の仲介することは不可。違反の場合は職務没収の上、銀100マール以下の判事裁量の罰金刑に処す。
- (7) 造幣所保護官は定住し、造幣所統括官が授与する指図書にしたがって、毎日定められた時刻に職務を開始する。違反の場合は初犯は年金一年分を没収。再犯は職務没収の上、

金 尾 健 美

罰金。

- (8) 両替あるいは他の誰であれ、以後、エキュ金貨に対して、(価額) 10 ドニエ・トゥルノワの大プラン銀貨もしくは(価額) 2 ドニエ・トゥルノワのドゥブル銀貨で、14 グロ以上の値を付けてはならない¹⁰。違反はその度に判事裁量の罰金刑。
- (9) 両替は誰に対してであれ、上記エキュ金貨に前項で表明された価額を要求し得るが、一枚につき 5 ドニエ・トゥルノワの利(手数料)を要求し得る。違反の場合は前項の罰則に加えて両替業免許の剥奪。
- (10) 両替に上記エキュを持ち込んだ者に対しては、両替は上記の価額 14 グロで買い取る。
- (11) フランス王国内およびブルゴーニュ伯領内で通用していない金貨が持ち込まれた場合は、不正を行うことなく、誠実かつ合理的な価額を支払って、速やかに当該貨幣を切断した後は、その断片を返却するも可。
- (12) (-1) 両替業者に限らず誰であれ金ないし銀マールに当局が定める以上の価額をつけてはならない。違反の場合は罰金と両替業免許の剥奪。また (-2) 両替は誰であれ違反者を発見した場合には速やかに管区バイイならびにディジョン会計院もしくは造幣所統括官に届け出ること。違反者はすべて処罰する。
- (13) 両替は相互に地金および廃棄銭を売買してはならず、至近の造幣所に納入すること。違反の場合は当該金・銀の没収と罰金刑。
- (14) 両替であれ、またいかなる者であれ、ブルゴーニュ公領、シャロレ伯領の外部に地金および廃棄銭を持ち出す、もしくは持ち出させることは禁ず。違反は没収と罰金。
- (15) 両替に限らず、金銀細工師、商人、そのほか誰であれ自宅で地金および廃棄銭を熔解・精錬してはならず、造幣所で行う。違反者は逮捕・禁固の上、その収入に応じて判事裁量の罰金。地金等は没収。
- (16) 商人に限らず、何人も商行為であれ、他の目的であれ、許可なくして如何ばかりの金でも我らの土地から帝国へ発送ないし発送させ、あるいは持ち出しないし持ち出させることは禁ず。違反は没収と罰金刑。
- (17) 商人も、また他の人々も売買ないし売買契約を金で行うことを禁ず。ただし遺産の買取り、売却、婚姻契約の場合は除く。違反は我ら(当局)に損害がなければ、全商品の半分を没収する。それ以外の場合は全商品を没収し、罰金。
- (18) 我らの土地の金銀細工師は、以後、金銀の加工を以下に定めるように行うこと。すなわち純金を 24 カラットとして 19 カラット 1/4 までを認め、それ以下の加工は不可。その限りで、いかように加工することもできるが、宝石は何であれ、不純物を含んでいるな

ヴァロワ家ブルゴーニュ公フィリップ・ル・ボンの財政（3）

ら金に付加してはならない。

- (19) (-1) パリ延銀¹¹は本来 11 ドニエ 18 グラン (=11d 3/4) とすべきであるが、マールあたり 5 スターリン¹²を限度とする純銅を含む 11 ドニエ 9 グラン (=11d 3/8) で代用し得る。これ以外の銀を使用して食器や宝飾品を細工することは不可。純度が 11 ドニエ 9 グラン以上でなければ、判事裁量の罰金刑。(-2) 作品は純正品として我らの紋章とともに、細工師のサイン（銘）とマーク（商標）をいれるべし。金銀細工師は各々が我らの紋章の型を有し、食器や宝飾品を作製した者のサイン（銘）を紋章の楯の先端に記すべし。細工師はディジョン会計院に出頭し、各人のサインを鉛の表に微をつけて登録し、公表すること。違反に対する罰則は前述に準じ、加えてその土地の細工師組合から追放される。聖具、袋物の口金、指輪などの小品を作成する場合に使用する銀も同様に 11 ドニエ 9 グラン以上とする。罰則も同様。なお銀価格が変動しても、(使用する) 銀（純度）は常に上記の通りと理解されたし。
- (20) 銀器に緑青、硫黄などを使用した金色着色料を塗布することの禁止。違反は罰金刑。ただし金器に金色を塗り重ねることは随意。
- (21) 金属器に金色着色料を塗布してはならないし、エナメル樹脂を塗布することも不可。銅器の場合は、誰もがそれを銅製であると認知できるようにするのでなければ、金色着色を禁ず。違反は罰金刑。
- (22) 金銀など上記の素材を加工する者は、小間物商も含め、誰であれ、法令の定める以外の場所で細工することを禁ず。違反は罰金刑。
- (23) 罰金と没収は当該管区のバイイが配下の税徴収役人ないし財務官に行わせ、その管理記録を年に二度ディジョン会計院に送る。
- (24) 上記の職を勤める者たちの内に本法令に違反する者あれば、それを摘発し報告する者すべてに対して、その違反の軽重・緊急度により最大 10 リーヴルを与う。
- (25) バイイおよび司法職に在る者は各々その職務において本法令の遵守を督励し、逸脱は処罰すべし。然るに管内に本法令を無視・違反する者があるを承知の上で放置する場合は、その都度 20 リーヴルの罰金刑に処す。
- (26) 我らの尚書官の印璽を捺した本法令の照合済み謄本 *vidimus* ないし我らのディジョン会計院にて照合された副本は、記憶が途絶えることなきよう当ディジョン会計院に保存される正本同様に、十全なる信頼を寄せるように欲す。よってブルゴーニュ公領・伯領およびシャロレ伯領の全バイイ、司法職、官吏、その代理、その各々が古来の慣習に従って、各バイイ管区内のあらゆる善良都市にて、またあらゆる善良都市を通じて、本法令を高

金 尾 健 美

らかに発布するように命ず。我らの国土の全臣民に、あるいはまた我らの国土に居住し、滞在し、あるいは去来する他国民に対し、本法令を尊重し、支持し、かつ遵守し、各条項に言明される罰則を弁え、文言の一如に従って、いささかなりとも違反することなきように命ず。違反により拘束せる者はすべて、如何なる温情に流されることもなく、また如何なる逡巡をすることもなく、各条項に規定された罰則に従って糾弾され処罰されることを欲す。それを行うに懈怠ありと非難されることなきよう十分に精勤されるよう、彼らに格別の職権と権威と伝達手段と命令権を与う。関係者一同に各人が以上を勤勉に行ひ、従い、注意するように伝えかつ命ず。証として、本状に我らの印璽を捺す。ディジョン 1422年（旧式）2月27日。

2. 内容と相違点

1421年1月10日付けの指図書は、貴金属価格の上昇を抑制するために発布する、と目的を明示した短い前文に続いて、全16項目にわたって両替業務とその監督ならびに違反に対する罰則を規定している。当然とはいえ、両替業者本来の業務（第1条の1）、その人選（第4条の1）、申請（第5条の1）と認可（第6条の1と第7条）、営業場所（第9条）と営業日（第10条）、造幣所に対する義務（第4条の2、第6条の2と3、および第8条）を詳細に規定している。

次いで造幣所保護官 *garde* と監督官 *contre-garde* に課せられた禁止条項（第3条の1）と業務（第5条の2、第12条および第13条）を規定する。彼らは両替業者だけでなく、特定造幣所長も監督下に置く。

また金銀細工師の材料購入先も両替業者に限定し（第11条）、貨幣に限らず、貴金属全体の流通管理を徹底しようとする。

要するに本指図書の内容は、金銀を直接に加工する造幣所長と細工師、そこに素材を供給する両替業者、つまり貴金属の需要・加工側と供給側とをきっちりと分離し、しかも双方ともに登録認可制を強化して人員を把握し、彼ら全員の行動とこの流通ルートの状態を監督官と造幣所保護官が常時監視する旨を明言し、さらに各地のバイイを中心とする司法官を動員して本規定令の遵守を周知徹底させ、違反者に対する取締義務を負わるものである（第14条、第15条および第16条）。

1423年2月27日付の法令は全26項目に前文を加えたかなり長文のものである。まず前文で両替業者が造幣所以外へ金銀を売却すること、造幣所保護官が両替業を営むことは上記21年の指図書で禁じたが、それが等閑視されている現状を鑑み、新たな法令を発するとしている。

ヴァロワ家ブルゴーニュ公フィリップ・ル・ボンの財政（3）

ブルゴーニュ両替規制令の比較

		1421/1/10 指図書 (B11211)		1423/2/27 規制令 (B11202)
総論	前文	貴金属価格が指定価格を上回らぬよう にするため。	前文	両替業者が造幣所以外へ貴金属を持ち去る。貨幣保護官を含む多くの者が両替を営業している。
	第 1-2	従来の両替許可は一度すべて無効とする。	第 1	従来の両替営業証はすべて無効とし、 新規に発行する。
	第 2	禁止を發布し、罰則を定む。		
両替の認可と規制	第 4-1	両替業者は財務官、造幣所長、バイイ により、良き都市の資産家の中から選出される。選出者以外は両替営業禁止。	第 2	両替を設置する 27 都市と各都市の営業者数計 46 名を指定。
	第 9	両替は指定された都市の指定された場所で営業する。違反は処罰。	第 3-1	両替は指定都市内の指定場所で営業する。違反は罰金。
			第 3-3	両替は所属バイイ管区内の年市とシャロンの年市は営業可。
	第 5-1	両替営業許可は、Bg 公が北方に滞在中であれば、財務官、造幣所長、バイイが代理申請する。		
	第 6-1	両替業者は会計官または造幣所長に誠実宣誓をしてから営業開始。	第 5	認可を受けた両替以外は営業禁止。
	第 7	両替業者は会計院に保証金 1000 フランを預託して登録。	第 3-2	両替業者は年 2 度登録料を支払い、審査と認可を受ける。
	第 4-2	両替業者は毎月造幣所に金銀を納入。	第 4-1	両替業者は毎月至近の造幣所に金銀を納入する。
	第 6-2	両替業者は毎月末に造幣所に納入。価格は指定。他所への売却は不可。		
	第 6-3	両替業者は造幣所納入以外は食器・宝飾品製造用のみ売却可。		
	第 1-1	転売目的で金銀購入禁止。	第 13	両替相互の金銀売買の禁止。
	第 8	造幣以外に貴金属を売却した場合の罰則規定。		
	第 10	両替は 4 大祭以外の祝日は輪番で営業。		
			第 12-2	両替業者は違反を告発する義務も負う。

金 尾 健 美

造幣所長・保護官	第 3-1	造幣所長の両替業務禁止。	第 6	ブルゴーニュ 5ヶ所の造幣所の保護官は両替業務禁止。違反は処罰。
	第 3-2	造幣所は指定両替商が材料供給。		
	第 3-3	外国商人からの買入は保護官と監督官立会いの下で認む。		
	第 5-2	財務官、造幣所長、バイイは両替業者から担保を取って規制する。	第 7	保護官は定住し、造幣所統括官の指図に従う。
	第 12	保護官と監督官は金銀の価格を記録する。		
	第 13	保護官と監督官は両替商が造幣所に納入した金銀の量、価格、日付、両替商の名を記録する。	第 4-2	保護官は両替業者が造幣所に納入した日付、分量を記録する。支払いは造幣所長が行なう。詳細は造幣所統括官が指図書を発行する。
金銀比価・金重視			第 8	金エキュは銀 14 グロ以下とする。
			第 9	両替手数料はエキュ 1 枚につき 5 dt とする。
			第 10	両替は金エキュ 14 グロを守る。
			第 11	フランス王国ないしブルゴーニュ伯領で通用していない金貨は適切な価格で買い取り、その後切断する。
			第 12-1	銀は指定価格で売買する。
			第 14	両替業者に限らず、ブルゴーニュ・シャロレ外に金銀を持ち出すことの禁止。
			第 16	金の国外持ち出し禁止。
			第 17	遺産の売買と婚姻契約を除き、売買契約を金で行なうことの禁止。
作業制限			第 15	誰であれ、自宅で金銀の熔解をするとの禁止。造幣所で行なう。
			第 22	細工師が自宅で細工することの禁止。

続く第 1 条で従来の両替認可状は一度破棄し、新規に再発行すると述べているので、21年の指図書を全面的に見直した法令か、とも思われるが、以下に続く諸条項を見ると、むしろ上記 21 年の指図書を前提として、それを部分的に修正あるいは補足し、詳細にしたものと考えられる。

ヴァロワ家ブルゴーニュ公フィリップ・ル・ボンの財政（3）

	第 11	金銀細工師は両替商から所定の価格で材料を購入する。外国人からの購入は不可。	第 18	金銀細工師は 19 K1/4 以上の金を使用する。宝石は混合物は不可。
細工師規制			第 19-1	パリ延銀は純度 11d 18g であるが 5 st の銅を含む 11d 9g で代用可。
			第 19-2	細工師はディジョン会計院に各人の銘を登録する。
			第 20	銀器に金色着色することの禁止。
			第 21	銅器は識別容易なれば金着色も可。
摘要・課徴金	第 15	罰金の徴収と没収は各管区のバイイが監督し、実際の徴収業務は通常収入官が行い、バイイはその監督記録を年に 2 度会計院に報告する。	第 23	罰金と没収はバイイ配下の徴税役人が行い、年 2 度ディジョン会計院に報告。
	第 14	違反者を告発し証言する者は罰金の 1/3 を取得する。	第 24	バイイと税収人の違反を告発する者には最大 10 £ の報奨金を与える。
	第 16	バイイに Bg 公尚書の印璽を捺した法令謄本を送付。バイイは速やかに職務を履行する。法令原本は会計院に永久保存。	第 25	バイイは本法令の遵守を督励し、違反者は厳正に処罰する。懈怠は処罰。
			第 26	ブルゴーニュ公領、伯領、シャロレ伯領にて、バイイをはじめ司法官は本法令を古式に則って発布する。法令原本はディジョン会計院に永久保存。

第 2 条では両替業者が営業する 27 都市の名を挙げ、同時に各都市の営業者数（計 46 名）を詳細にし、営業は指定都市内の指定箇所に制限する（第 3 条の 1）。年市と毎日市は、居住するバイイ管区内で開催されるそれに限って出店を認めるが、シャロンの年市ののみは別扱いとし、いかなる両替業者も自由に営業できるとした（同 3 条の 3）。シャロンの年市が持つ決済機能を重視したためであろう¹³。しかし、このような営業の空間的範囲を詳細にしたことを除けば、それ以外の点、たとえば両替業者の許認可、に関しては、21 年の指図書の方が詳細である。具体的に述べれば、21 年の指図書では、善良都市に居住し、1000 エキュ程度の資産を有する善良な市民の中から、財務官僚、造幣所長、バイイが必要とする人数だけ両替業者を推薦する（21 年指図書の第 4 条の 1）としているが、23 年法にはこのような記述はないし、営業許可の申請方法も記載されていない。さらに大きく違っている点は登録料と保証金に関する規定であ

金 尾 健 美

る。21年の指図書では両替業者はブルゴーニュ公の認可状を落手した後に、造幣所統括官もしくはディジョン会計官に宣誓し(第6条の1)、さらに保証金1000 フランを会計院に預託して、登録される(第7条)としている。ところが23年法では毎年二期に分けて半額づつ計10 リーヴルを登録料として支払う(第3条の2)としているだけで、宣誓義務にも1000 フランの保証金にも言及していない。

両替業者の日常業務に関しては、23年法も、毎月、造幣所に金銀を納入する義務を明示し(第4条の1)、改めて両替業者が相互に金銀を売買することを禁止している(第13条)。もちろん彼らの基本的義務は貴金属材料の安定供給にあるが、23年法では一歩踏み込んで、万人による銀マールの公定価格遵守を謳った上で、違反者を発見した場合の届出義務を両替業者自身に課している(第12条)。

造幣所長と造幣所保護官に関する規定は、基本的には同様の精神に基づいて策定されていると言えるが、微妙に相違する点がある。21年の指図書では造幣所長が両替業務を営業することを禁じていた(第3条の1)が、23年法は造幣所保護官(造幣所長の監督者)が両替を営業することを禁じている(第6条)。さらに造幣所保護官は造幣所統括官の指図に従って業務を行い(第7条)、造幣所の金銀納入記録を作成する(第4条の2)と明記される。この造幣所統括官なる役職は21年の指図書では言及されていない。逆に21年の指図書は保護官とともに監督官なる職にも同様の規定を与えており、23年法ではこの監督官についての言及はない。特定造幣所長とは文字通りに各造幣所の主催者であるから、その職が廃止されるわけではないし、彼らに両替業務を黙認するわけでもなかろう。監督官についても同様に理解される。つまり23年法の前文で廃止されるのはあくまでも発給済みの両替認可状であって、認可制度の根幹を規定した21年の指図書そのものが無効とされるわけではない。それはなお実効力を持ち、23年法は幾つかの条項を付加するだけであろう。二つの法を丹念に比較検討しても、互いに矛盾して両立し得ない項目は見当たらない。

したがって先の両替業者の保証金の件も、23年法は保証金1000 フランは不要と言っている訳ではなく、その保証金は自明であり、加えて毎年登録料を支払うように明記したと読むべきであろう。

すると21年の指図書と23年の法令と双方に重複する規定はやはり強調ないし再確認と理解することになろう。23年法でもバイイを中心として司法官が法令の遵守を督促し、違反者には厳正に対処するように記載し、加えて彼らの違反、不正、懈怠に対する罰則規定を明確化している(第23条から第26条)。バイイなど取り締まる側の違反を告発する者には最大10 リーヴルの報奨金を与う、という記載(第24条)と、バイイの懈怠はその都度20 リーヴルの罰金と

いう条項（第25条）はどのような現実を反映しているのか。

さて21年の指図書は全く言及していないが、23年法は詳細にしている点が二つある。ひとつは金銀比価の具体的に数値であり、今ひとつは金銀細工師が使用し、加工する素材の品質（純度の幅）と着色に関する規定である。

まず金銀比価の問題であるが、第8条で金1エキュは銀14グロ以下を公定とし、違反は判事裁量の罰金刑に処すと明言し、続けて両替業者がこの公定比価を金エキュ売渡し価格としても（第9条）、買取り価格としても（第10条）使用することを命じている。同時に両替業者はエキュ1枚につき5ドニエ・トゥルノワの手数料を請求しうる（第9条）とし、金銀貨相互の交換レートそのものと交換に伴う手数料とを明確に区別し、売買行為の透明性を確保しようとする。つまりフランス王国で発行され流通している貨幣の両替に関する限り、両替業者間に競争はありえず、顧客はどの両替業者の許で両替しても同じ、ということになるし、所定の手数料は1.8%にも達しないから相当に低い¹⁴。エキュ以外の金貨が両替業者に持ち込まれた場合には「誠実かつ合理的な価額を支払う」（第11条の1）としている。しかし金貨・銀貨の絶対価値は規定されていない。もちろんそれは金・銀貨の製造発行令で、その度に規定されるべき内容であって、本法令が言及すべき内容ではない、ということであろう。「両替業者に限らず、金マールないし銀マールに当局が定める以上の価額を付けてはならない」と言明するだけで（第12条）、具体的な数値は記載されない。続く第13条はすでに言及したが、両替業者が不要の転売を繰り返して価格を吊り上げることを禁止している。つまり金融市場を厳しく統制して、自由度を制限し、金銀の価格変動の幅を押さえ込み、貨幣は何よりも決済手段であり、投機対象としては面白みに欠けることを周知徹底させれば、貨幣は別天地を求めて流出していく可能性が高い。そのために当然ブルゴーニュ外への金銀の持ち出しを禁止し（第14条および第16条）、通貨の安定した閉鎖的経済圏を構築しようとすることになる。

もちろん、この金銀の国外持ち出し禁止条項はやや異なる文脈で読むこともできる。貨幣に対する投機的売買を防止することは貨幣本来の価値を否定することではない。つまり重金主義と矛盾する訳ではない。第17条は相続財産の売買と結婚契約を除き、一般の商取引を金建てで契約することを禁じている。この条項は金貨の用途を高額取引に限定して使用機会を減少させ、流通総量と流通速度を規制することになろう。金を重視ないし神聖化し、改まった特別の場合以外は安易に使用しない、という随分と古風な思想を定着させれば、金貨の扱いに心的規制が働き、全く異なる角度から通貨政策を支えることになろう。

それならば、貴金属の熔解は造幣所に限るとし、違反は罰金刑と規定した第15条をどのよ

金 尾 健 美

うに読むか。金銀の加工は権力者の、ないしその委任者の特権であることを宣言していると読まるを得ない。貨幣を毀損することは罪であるという意識をもたせることは通貨政策の基本であろう。だからこそ他の通貨が両替業者に持ち込まれた場合、買取後は「切断して返却してもよい」(第11条の2)のである。つまり貨幣は貴金属の一片というだけではない。ある貨幣が所与の支配圏内部で普遍的で均一の価値を有するのは当該支配者がそれを保証するからである。従って誰が、どこで、いつ発行したのか判然としない、デザインも品質も雑多な貨幣がいつまでも流通過程に残存しているという状況は支配者にとって好ましくない。秤量貨幣の観念が消え去る事がない以上、それらを偽造ないし変造貨幣と断じて一掃することは難しかろうが、特定の均一な公認貨幣のみが流通する状況を創出したい、と考えるのは支配者として当然であろう。だからこそ両替業者は古銭と廃棄銭の回収も義務付けられるのである。管理通貨制度は近代社会だけが独占する思考ではないし、秤量貨幣と両立し得ない思考でもない。

金銀細工師に対する規制も21年の指図書は両替業者から素材を購入することを義務付けているだけだが、23年法は詳細に規定している。使用する金は19カラット4分の1以上とし、宝石は不純物があってはならない(第18条)。パリ延銀(11ドニエ18グラン)の代用として11ドニエ9グランの銀でも5スターリンの銅を含んでいれば使用を認む、という第19条の1は加工銀の品質保証(純度の下限)を示したものと理解される。細工師は各人の銘をディジョン会計院に登録することを義務づけられ(第19条の2)、監督を容易にしている。また銀器に金色着色料を使用することは厳禁(第20条)でも、銅器は識別が容易であれば金色着色料を使用するも可としている(第21条)。

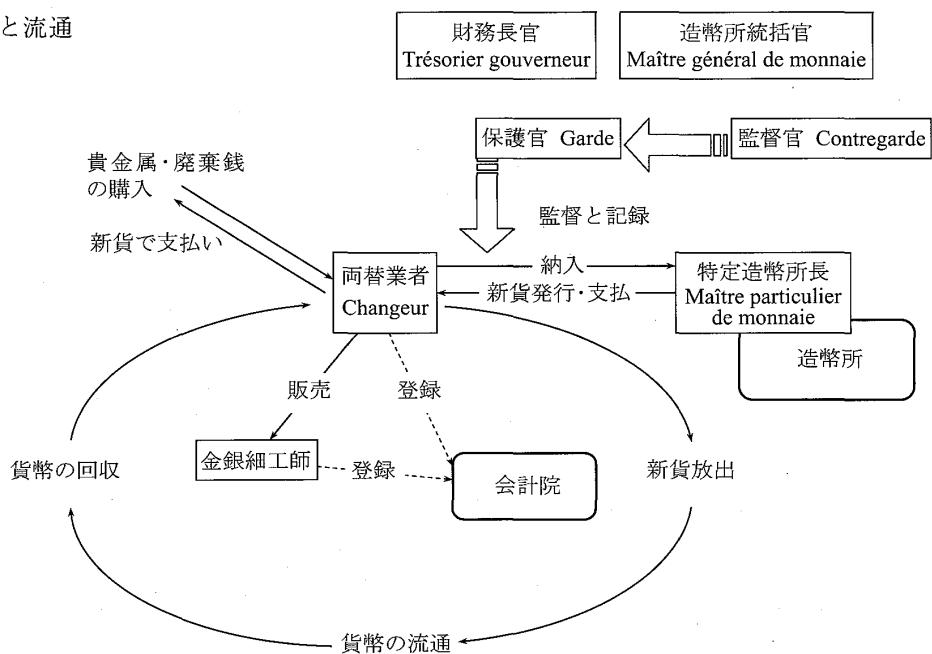
21年と23年の法に盛り込まれた内容を簡単に説明してきたが、これは次頁のように図式化することができよう。

3. 制定の背景と目的

1421年の指図書と1423年の規制法とが策定された目的は、本稿のはじめに書いたように、銀市場の安定化につきる¹⁵。1420年夏、ブルゴーニュ公は大量の銀貨製造と発行を命じた。その実現のために造幣所長は原材料買い付けに奔走した。両替業者と外国商人が牛耳る市場は突然の引き合い急増に直面して沸騰する。造幣所長は窮地に立たされた。この事態の対応策は二つある。貨幣の銀含有量を減少させ、需要量を減少させ、市場の価格上昇要因を消去する。さもなくば市場の自由を制限する。つまり市場取引を行なう者たちを制限して過当競争を避け、

ヴァロワ家ブルゴーニュ公フィリップ・ル・ボンの財政（3）

貨幣の製造と流通



価格形成に枠組をはめ、貴金属の流通を厳しい管理下に置く。ブルゴーニュ公の財務担当者たちの選択は後者であった。市場の沈静化と銀の安定供給、さらに貨幣発行者の威信の維持、それらをすべて満たす政策、言わば「強いブルゴーニュ貨幣」政策、は後者であると決断したことになる。この政策は正攻法であると言えようが、貨幣の品質を操作するという方策の一つを自らに禁じたことを意味する。

4. 両替規制令の系譜

これまで分析したような両替規制令はどのような前史を持っているのだろうか。1421年の指図書も1423年の規制令も、いずれもブルゴーニュ地方、つまりブルゴーニュ公領（旧シャロレ伯領を含む）とブルゴーニュ伯領、を対象としたものであり、ブルゴーニュ公が支配する北方領域（フランドルとアルトワ）を考慮しているとは読み取れない。しかしこの二つの規制令で管理当局が両替業者に期待していることは、単に公正な通貨の交換というだけではなく、貨幣流通の現場にあって、適切な運営の管理者という役割であった。必要に迫られたとは言え、このような高度な内容を持つ法がいきなり出現するとは考えにくい。先行する類似した法令が

金 尾 健 美

あり、それを範としたと考える方が自然であろう。

13-14世紀のブリュージュの金融市場を分析したデ・ローヴァーによれば、1309年のブリュージュ都市条例¹⁶は先行する両替規制に関する諸法を集めた成文法である¹⁷。その核心は、両替を特権的な閉鎖集団として新規の参入を厳しく制限し、部外者による特権侵害は処罰すると明言した点にある。しかもこの閉鎖性は爾後に設置される関係諸法、つまり1389年12月20日の通貨令 *Ordonnance*、1433年10月12日の通貨令、および1467年10月13日の通貨令、に延々と引き継がれていくと言う。ブリュージュではこの両替特権を侵犯した場合の罰金は50リーヴル・パリジ・ド・フランドル *à Parisis de Flandre* と定められていたが、市税収記録には、この種の罰金収入はほとんど見られないという。その解釈は何通りかある。法はよく守られていた、あるいは法は制定しても、当局はその遵守を強制しなかった、あるいは逆に違反が多すぎて検挙を放棄した、等々。しかし両替は知識が乏しければ難しい、素人には手が出せない仕事である。見方を変えれば、両替の独占は法規制によって保護されていたと言うよりは、彼ら自身の職業的知識と経験によって守られていた、とデ・ローヴァーは論じている¹⁸。

フランドルがヴァロワ・ブルゴーニュ公統治時代に入ってまもなく、1389年に発布された通貨令は両替特権を追認するだけでなく、特権と同時に様々な義務を負わせている¹⁹。1) 両替には公定レートを適用し、手数料は別に定める。2) 両替業者は変造・偽造貨幣あるいは流通していない外国通貨や古銭を回収し、切断・廃棄処分を行い、その廃棄銭を造幣所に納入する。3) 金貨、銀貨、廃棄銭、地がねの輸出厳禁。4) 両替業者の手元保留分は銀50トロワ・マールを限度とする²⁰。5) 市当局の立ち入り検査を隨時行なう。といった内容であるが、デ・ローヴァーによれば、イタリア²¹やフランクフルト²²でも同様の規制法が見られるという。

問題は1309年のブリュージュ都市条例とヴァロワ・ブルゴーニュ公の諸法令との関連である。両替業者を特権的閉鎖集団とする、という点が諸法令で維持されることは事実だが、法令全体の主旨ないし目的は相当に違うのではないか。ブリュージュ都市条例は他都市との競合の中で、経済活動の中核に位置する金融業者を他都市の侵攻から守るために制定されたものであろう。しかしブルゴーニュ公の1389年の通貨令²³がフランドル金融業界の自立性を庇護するものとは思えない。むしろ逆にその支配のために制定された法令である。この法令は前文と第1条で、フランドル地方をフランス通貨圏に組み込み、さらに同年1389年6月に発行したノーブル金貨の価額を8ソル6ドニエから6ソルとし、銀貨を29.4%切上げ（第1条）、フランドル通貨を強化し、地主などの地代生活者に有利な引き締め、デフレ政策を志向する法令である。そのために指定レートを遵守しない商人は厳罰に処す、と第2条以下で宣言し、外国通貨を締め出し（第7条）、地がね取引を制限する（第5条、第6条および第8条）役割を両替業者に

ヴァロワ家ブルゴーニュ公フィリップ・ル・ボンの財政（3）

担わせる、というものである。したがって法令の真意は両替業者を通貨支配の末端役人として貨幣流通と貴金属取引の統制を利用する点にあり、そのために両替はバイイに誓約し（第7条）、バイイないしその配下の司法役人の隨時立入り検査を容認しなければならないのである（第15条）。さらに流通貨幣の種類限定と切上げに伴って発生すると予想される混乱に対して、法令はあらかじめ最終部分で対応を規定している。すなわち債務の履行は約定に従い（第18条）、特に孤児の借金は都市当局が配慮し（第20条）、農林業の地代は過ぎし8月まで（第19条）、不動産の賃貸は現行契約年度終了まで（第21条）を旧レートとすること。生活必需品が便乗値上げをしないようにすること（第22条）を明記しているから、やはり本法令の目的は前文と第1条が宣言するフランドル貨幣の切上げにあるのだろう。

それでは1309年の都市条例（およびそれに先行するフランドル諸都市条例）を切り離して別扱いとし、1389年以降にブルゴーニュ公が発布した貨幣令をひとまとめにして比較検討した場合、それらが一貫した連続性を持っていると言えようか。この問い合わせもまた安易に肯定することはできない。すでに述べたように、1421年と23年の両替規制はフランスとブルゴーニュの銀市場の安定、取引価格と供給量という二重の意味での安定、を目的として発せられたのだから、1389年法とは策定目的が根本的に異なると考えるべきであろう。

したがって本稿で取り上げた1423年の両替規制令、および先行する1421年の指図書は、フランドル地方で発布された類似の規制令を言わば換骨奪胎して援用したものと言えよう。1420年の時点ではブルゴーニュ公フィリップ・ル・ボンの諮問官の一員で、財務行政に精通し、両替規制令制定の中心となったと考えられるのはジャン・シュザ Jahan Chousat である。彼はブルゴーニュ伯領のポリニイ Poligny 出身で、1396年から1401年までドール Dôle の財務官を勤めた後、1401年3月に公フィリップ・ル・アルディ Philippe le Hardi（在位1363-1404）の総勘定官 *Receveur général de toutes les finances* に就任した。公位がフィリップの長子ジャン・サン・プール Jean sans Peur（在位1404-19年）に継承された後も、この総勘定官の職に留任し、05年にはジャンの弟ブラバント Brabant 公アントワーヌ Antoine（在位1406-15年）の財務諮問官 *conseillier des finances et trésorier* とブラバント総勘定官 *receveur général du duché de Brabant* を兼任。ブルゴーニュ公の支配領域全般にわたる財務行政の中心となって活躍した人物で、1406年には王シャルル六世 Charles VI（在位1380-1422年）の御用税取扱い統括諮問官 *conseiller général sur le fait de la finance des aides* まで託された²⁴。このような人物が1396年、そのキャリアの第一歩を踏み出したときから1420年までの間に、公フィリップ・ル・アルディの財務官僚で、1389年の貨幣令制定に関与した人物と何らかの形で接触し、両替規制に関して親しく語り合う機会があつただろうか。有能な官僚なれば、もちろん保存されていた古い法

金 尾 健 美

令原本を調べて参考にしただろうが、先輩の財務官僚の誰かから 1389 年通貨令制定前後の事情を直接に問い合わせる、ということがあつただろうか。

1389 年貨幣令を筆記し、署名した書記はティエリー・ゲルボード Thierry Gherbode という²⁵。フランドルの生まれで、フィリップ・ル・アルディ Philippe le Hardi の義父ルイ・ド・マール Louis de Male の時代（在位 1346-84 年）、おそらく 1370 年代から書記官かつ公文書管理官として活動し、1399 年にはフランドル・アルトワのすべての公文書管理 *garde des chartes* を一任され、1400-01 年にはリール会計院に保存されている公文書の目録を作成したとされる²⁶。しかしジャン・サン・プールの治世には尚書官というよりも対イングランド交渉の中心人物として頻繁に両宮廷を往復した人物である²⁷。彼が最後にイングランドに渡ったのは 1420 年 1 月、1421 年に逝去した。ブルゴーニュ地方を訪れた痕跡はないが、ジャンの側近として、当然、財務官シュザと面識はあつただろうし、外交上の必要経費を説明して、請求したこともあったかもしれない。このゲルボードが本来は北方領域の公文書管理官であったことをシュザが忘れないなれば、1420 年に彼に問い合わせたという可能性は否定できない。つまり 1421 年指図書および 23 年規制令の制定にあたっては、1389 年法を参照した可能性があり、30 年の時空を越える連続性を主張することは確かに可能である。

しかし法令の基底を成す精神が根本的に異なるという以上に、明らかな相違が 2 点ある。89 年フランドル法はやはりガン、ブリュージュおよびイープルの都市住民を主たる規制対象としているように思われる。それに対してブルゴーニュ法は標題どおりに両替業者や金銀細工師を主たる規制対象とし、特定の市民を狙ったものとは思われない。つまり社会経済的背景が、より直截な言い方をすれば、ブルゴーニュ公と住民との関係が、それぞれ直接に反映していると考えられる。もう一つの相違点は、第一の相違点から自ずと派生するのであろうが、フランドルの両替規制は登記、取締り、いずれの面でもバイイを中心とする管理体制を敷こうとしているが、すでに見たように、ブルゴーニュではバイイは摘発・取締りの執行者にすぎず、直接の監督権限は持たない。バイイとは別に、両替と造幣を監督する保護官を設置し、このような管理システムの中核に会計院を置こうとしている。ところが 1389 年のフランドル通貨令はリール会計院に全く言及していない。これは注目すべき点である。この差異はフランドルとブルゴーニュという地方差なのか、それとも 30 年という時間差なのか。会計院が財務行政の中核的組織機構となっていく経緯を安易に一般化することは断じて避けなければならない²⁸。

5. おわりに

銀価格の安定化と貨幣流通の円滑化のために、両替をディジョン会計院の管理下に置く。一言で言えば、これが1421年と23年に発布された両替規制令の主目的と主内容であった。この法令によって、実際にブルゴーニュ地方なら、どこへ行っても同様の良質かつ安定した貨幣を手にすることになったとすれば、貨幣政策としては成功した、ということになろう。しかし仮にそのような理想的な事態には立ち至らなかったとしても、それをもって政策は失敗したとは言えまい。ブルゴーニュ公がブルゴーニュ地方の貨幣製造と流通に関して確乎たる方針を公表したことには大きな意味があるだろう。司法制度の面から、あるいはその実際の運営面から、諸侯領のフランス王権からの自立を論じることは珍しくない。しかしパリを中心とするフランス通貨圏から切り離されるわけではなく、したがって国王貨幣はもちろん通用するが、それでいてかなり閉鎖性の強い通貨圏を一地方に設置し、その管理運営を当該地方に所在する会計院を中核として行なうと表明する意義は軽んじるべきではなかろう。

通貨圏は物流圏と一体となり、自然に一つの経済圏を形成するだろうが、経済圏は政治支配圏と完璧に重なり合うわけではない。ブルゴーニュ公が具体的に貨幣を製造する場合には、当分の間はフランス貨幣を尊重して、同等の貨幣を製造し、同様に流通することを保証し、宣言することが必要になる。その具体的な事例は1421年の貨幣製造に見ることができる。しかも全国三部会は新銀貨発行のために地銀を直接徴収することを決定した。オーソワ Auxois バイイ管区の徴税記録²⁹を刊行済みのパリ徴税記録³⁰と比較し、ブルゴーニュの造幣をより具体的に検証することが次なる課題である。

6. 参考史料

「フランドルの貨幣切上げとその実効化措置、ガン（ヘント）1389年12月20日」³¹

フランス王子にしてブルゴーニュ公、フランドル伯、アルトワ伯およびブルゴーニュ伯、また宮中伯にしてレーテル伯、サラン主、同時にマリーヌ（メヘレン）主たるフィリップから我国フランドル、我都市マリーヌ（メヘレン）およびアンヴェルス（アントウェルペン）の全バイイ、監視人、プレヴォ、成人、法官、および全司法官ならびに全官吏に祝福を与う。様々な外国貨幣のために、また我国の貨幣の流通価値に関してかつて下命した法令が記憶に留められることもなく尊重されることもないがために、先に述べた我フランドル、我マリーヌおよび我アンヴェ

金 尾 健 美

ルスにおいては金貨が高騰し、今なお日々高騰し続け、我ら自身また我らの臣下が損害を蒙り、商人は活力を失い、商品は停滞するという現実の中で、（その原因と考えられる）外国通貨が我国、我都市、我地方では流通しないように抗うために、また我らと我らの臣下、教会人、貴族と庶民の公益、経済利益と利便性、商人と商品の（利益）確保を鑑み、以後は貨幣が揺るぎなく堅調となることを目的として、我らは諮詢会の十二分なる審議に基づき、以下のごとくに決断し下命せることを知るべし。すなわち我フランドル・ノーブルは1枚6スー・ド・グロを通用価値とし、そのノーブルの価額に対応して、倍グロ、グロ、半グロと呼ぶ銀貨と、グロの24分の1相当の銅貨をガソ城で新規に製造させる。関連する命令と禁令は以下のとおり。

- 1) 今より後フランドルで使用する貨幣は6スー・ド・グロのノーブル金貨、2グロ、1グロおよび1/2グロの銀貨、1/24の銅貨、さらに国王貨幣たるフランとクーローヌ（その価額は別に王令で定める）、加えてわが父たる故フランドル伯の造幣所および我らの造幣所で過去に製造された金貨・銀貨（その価額は別に法令で表示する）である。
- 2) バイイ、収入役、官吏は年金、地代、料金の徴収にあたっては上記の貨幣を上記の価額で受領すること。違反の場合は職務没収の上、我らの裁量で刑罰が加重されうる。
- 3) リーヴル・ド・グロでの支払と受取は金貨1枚につき120スー・パリジの罰金。銀貨は1枚につき5スー・パリジの罰金に処す。宿屋、仲介業、両替、小間物屋、居酒屋、仲買人、金貸、それらの使用人であれば、我らのフランドル伯領から10年の追放刑。外国人であれば、金貨は1枚につき3リーヴル・パリジ、銀貨は1枚につき5スー・パリジの罰金刑に処す。金貨・銀貨は没収。本法令で言及する追放刑はブリュージュ市においては違反が摘発され次第、鐘の音で告知され、Vierscareにて宣告された3日後から数えて、詐欺ないし故意がなければ、10年もしくは3年の追放が実施される。
- 4) ノーブル金貨を6スー以上で、また別の貨幣を所定の価額以上で、支払または受領した場合は宿屋、仲介業、両替、小間物屋、居酒屋、仲買人、金貸、それらの使用人であれば、我らのフランドル伯領から10年の追放刑。上記以外の市民およびその使用人は3年、外国人とその使用人は金貨1枚につき120スー、銀貨1枚につき5スーの罰金刑とし、不法使用の金貨・銀貨は没収。
- 5) 市民およびその使用人がフランドル外で熔解した、あるいは、しないまでも入手した地金、地銀を所持する場合は、その地金・地銀は没収し、フランドルから10年間の追放刑に処すが、処罰にあたっては証人2名で十分である。フランス王のフラン、クーローヌ、我らのノーブル以外のあらゆる金貨を国外に持ち出す場合は地金と見なされる。
- 6) 外国人が我国境外で地金・地銀を所持せる事が発見された場合はその地がねを没収の上

ヴァロワ家ブルゴーニュ公フィリップ・ル・ボンの財政（3）

3年間の国外追放刑に処す。わが国の中金・地銀を持ち出したと見なされ、しかもその事実を否認した場合は10年間の追放刑に処す。

- 7) 両替がフランス王のフラン、クーローヌ、我らのノーブルを除き、金貨を購入した場合は、それが何であれ細断し、われらの造幣所に納入しなければならない。違反は厳罰に処す。この件に関して、両替は毎年1度、バイイ、各都市の司法官、各地の参審人の手を取つて誓約しなければならない。
- 8) 両替は誰であれ手元に保持する銀が王銀50マール・ド・トロワに達した場合には、我らの造幣所に納入しなければならない。各地のバイイは都市の司法官に隨時、両替商の立ち入り検査を行なわせ、手元に保留する銀が20マールまでは検印を捺し、50マールに達するまではそのまま放置しうる。
- 9) 我らの都市ガンにおいては2名の両替は、自らの法令遵守、また妻をはじめとする家族および使用人に法令違反をさせぬように監督する旨、我らのバイイ、我らの都市ガンの司法官の手を取つて誓約する。違反、違約は厳罰に処す。
- 10) イーブルも同様とする。
- 11) ブリュージュに於ては同様に法の遵守を誓約した受封両替は我らのフランドルの他都市と同様に、法令、処罰および誓約に関して同様とする。
- 12) 両替の保証は慣例に従つて行なう。
- 13) 仲買人が中金・地銀を購入した場合は市民でも外国人でも10年の追放刑に処し、中金・地銀は没収。
- 14) 所定の両替以外の者は誰であれ、貨幣になっていようと金銀の売買に従事することは不可。違反は10年間の追放刑。ただし金銀細工師は1度に5マールまでは自らの仕事のために購入することを得。
- 15) バイイ、監視人あるいは他の司法官は法を想起せんとするとき、いつでも両替や公共金貸の家を訪問し、違法行為や禁止貨幣・塊の搜索をすることを得。
- 16) 本貨幣令に対する違反行為を、その違反者に証明するには市民であると否とを問わず、2名の証人をもつて十分とする。
- 17) 本法令は発布され、我らの慣習法台帳に記録され、さらにフランドル諸都市の台帳においても都市条例同様に記録される。
- 18) あらゆる債務は、既にその期日が過ぎたものであっても、これから期日を迎えるものであっても、8スー6ドニエのノーブル金貨で清算すると約定しているのであれば、本法令の定めるところに拘わらず、何人も取り交わした約定にしたがって、その貨幣の価額が如

金 尾 健 美

何なるものであれ、然るべき貨幣で期日を迎えるまでに支払義務を履行しなければならない。

- 19) 耕地、森林および草原のあらゆる固定地代、ならびに同様の地代は、過ぎし8月分まではノーブル金貨を8スー6ドニエとして支払い、以降はノーブルを6スーとして支払うこと。
- 20) 孤児に対する貸付は各都市の法に従って実施されるが、妥当する場合があれば、その旨あらかじめ通知すること。
- 21) 家屋の賃貸料は、その賃貸契約年度が本貨幣令の発布日以前に開始されている場合は、当該年度終了まではノーブル金貨を8スー6ドニエとして支払う。それ以降の賃貸料はノーブルを6スーとして支払う。
- 22) 生活必需品に関しては、都市および周辺自由地の法にしたがって、良識により公益を鑑みて命じる。

かくのごとくに我らは諸君に、諸君各人に、上記法令の各条項を一字一句過つことなきよう記録させ、また各地の法令発布時の慣例に従い、布告し、発布するように命ず。我らが尊重しかつ履行するよう下命した上記法令が刑罰と課徴金の規定を含む以上は、本法令の逸脱者ないし違反者は当該法令に照らして罰則を適用し、課徴金は遅滞なく猶予なく徴収するよう。この点に関しては何人も我等からの格別の通達を待つ要はなし。遺漏なきよう、懈怠なきよう速やかに本件を履行すべし。万端怠りなければ我らには幸甚なるが、もし諸君に落ち度あり、あるいは違反するところあれば、我らは諸君を見せしめとして処罰することになる。於ガン、1389年12月20日、公殿下の下命により作成。T. ゲルボード記。

注

- 1 「ヴァロワ家ブルゴーニュ公フィリップ・ル・ボンの財政（2）一書簡が語る通貨政策—」『川村学園女子大学研究紀要』第17巻第1号 2006年 pp. 1-28.
- 2 訳語の問題であるが、当初は *changeur* を安易に「両替商」と訳していた。2006年3月28-29日に神戸大学で行なった第2回ブルゴーニュ公国史研究会の場で、本稿の原型となる発表を行なったが、その際、奥西孝至氏（神戸大学）から「両替商」ではなく「両替官」である。規定令が定める業務内容は明らかに民間業者のそれではなく、官吏のそれである、との指摘を受けた。正鵠を得た批判であるが、そのように断言しにくい部分もあり、また日本語としても馴染みにくく、結局、批判を避けたい、というずるい考え方であるが、曖昧な「両替」と「両替業者」とを文脈によって使い分けることにした。
- 3 Archives départementales de la Côte-d'Or à Dijon（本稿では ADCO と略記）Série B11211 は全体が8束に分けられている。そのうち第5束に含まれる46点は宛先以外はすべて同一の文面で、各地に新貨発行を通知する書簡である。
- 4 25点のうち11点が1420年代の日付を持つ。

ヴァロワ家ブルゴーニュ公フィリップ・ル・ボンの財政（3）

- 5 本条項は偶々折り目に当たっているために表面が荒れて、大半の記載が消滅し、解説が著しく困難。
- 6 原語は billon である。貨幣に加工される前の「地金（じがね）」の意味だけでなく Dumas-Dubourg によれば「廃棄銭」の意義も有する。Ceux-ci (=changeurs) étaient les mieux placés pour recueillir,, le métal en lingot et les espèces décriées, ce qu'on appelait le « billon ». *Le Monnayage des Ducs de Bourgogne*. p.172. そこで文脈により「地金」または「地金および廃棄銭」と訳し分けた。
- 7 原語は Maître particulier de la monnaie。この monnaie は「貨幣」ではなく「造幣所」の意味。
- 8 原語は Maître généralde la monnaie。注7の造幣所長の上級職に相当するが、このように訳してみた。
- 9 記載個所の相当部分が薄れて判読不能。上記の注5に対応する部分。
- 10 1 gros = 20 dt であるから、14 gros = $14 \times 20 \text{ dt/gros} = 280 \text{ dt} = 23 \text{ st } 1/3$. つまり発行時に公定価格が 22 st 1/2 であったエキュ金貨の取引実勢価格を 23 st 1/3 まで認めるという意味である。
- 11 «argent de tendree (de Paris)» 「卑金属を加えて嵩を増した銀」という意味か。不詳。
- 12 1 esterlin = 1/20 once = 1/160 marc であるから、5 esterlins = 1/32 marc = 3/8 deniers. すなわち銅を差し引けば、純銀含有量は 11d となる。
- 13 ブルゴーニュでは 10 世紀末から Chalon の市で様々な決済をすることが多く、13 世紀始めには聖バルテルミ St.Barthélémy の祝日（8月 24 日）を決算の期日とする習慣が定着したとされる。1250 年ブルゴーニュ公ユーグ四世 Hugues IV (位 1218-72) は聖バルテルミの日から 8 日間は年市に課税・徵収したとされるので、おそらく 1240 年代にシャロンの年市を 8 月下旬に開催することが習慣化したのだろう。DUBOIS, Henri : *Les Foires de Chalon et le commerce dans la vallée de la Saône à la fin du Moyen Age (vers 1280 – vers 1430)*. Paris, 1976. pp.33-34.
- 14 上記の注10に従って、エキュ金貨の実際の取引価格を 280 dt とすれば、5 dt/280 dt = c.1.8%
- 15 DUMAS-DUBOURG, Françoise : *Le Monnayage des Ducs de Bourgogne*. Louvain- la-Neuve, 1988. pp.174-175.
- 16 GILLIODTS-van SEVEREN, Louis : *Inventaire des Archives de la ville de Bruges*, 6vols. Bruges, 1871-85. t.I, no.237.
- 17 DE ROOVER, Raymond : *Money, banking and credit in medieval Bruges*, Cambridge, 1948. p.180.
- 18 Id. ; *ibid.*
- 19 Id. ; *op.cit.*, pp.185-186. & pp.227-230.
- 20 1433 年貨幣令は銀の制限に加えて、金は 4 マールまでと明記し、67 年法は金は 10 マールに変更した。DE ROOVER, R. ; *op.cit.*, pp.185. 典拠は 1389 年法は GILLIODTS ; *ibid.* III. no.133. 1433 年法は Archives municipales de Gand Chartes et Documents, No.561. 67 年法は GILLIODTS ; *ibid.* V. no.544. なお 89 年法はその後史料集に収録された。注 23 を参照。
- 21 LATTES, Alessandro : *Il diritto commerciale nella legislazione statutaria delle città italiane*, Milan, 1884. p.203.
- 22 SPEYER, Otto : *Die ältesten Credit-und Wechselbanken in Frankfurt am Main, 1402-1403*. Frankfurt am Main, 1883. p.21.
- 23 全 22 条に前文と結語文がつく。原文は下記の史料集に収録されているので、本稿では試訳のみ参考史料として末尾に付す。BONENFANT, Paul dir. : *Ordonnances de Philippe le Hardi, de Marguerite de Male et de Jean sans Peur, 1381-1419*, t.1 : du 16 octobre 1381 au 31 décembre 1393, Bruxelles, 1965. pp.345-348.
- 24 VAUGHAN, Richard : *John the Fearless*, New ed. London, 2002. pp.123-124.
- 25 注 23 に提示した史料集 *Ordonnances de Philippe le Hardi*, ... p.348.
- 26 DE COUSSEMAKER, Félix ; Thierry Gherbode, premier garde des chartes de Flandre et secrétaire des ducs de Bourgogne, Philippe le Hardi et Jean sans Peur, Etude biographique. dans *Position des Thèses de l'*

金 尾 健 美

- Ecole de Chartes*, 1900, pp.25–32. Id. ; Thierry Gherbode, secrétaire et conseiller des ducs de Bourgogne et comte de Flandre, Philippe le Hardi et Jean sans Peur et premier garde des chartes de Flandres, 13.. à 1421. dans *Annales du Comité flamand de France* t.26 (1901–02) Lille 1902, pp.175–385.
- 27 VAUGHAN, Richard : op.cit. p.137. Id. ; *Philip the Good*, New ed. London, 2002. p.133.
- 28 COMTAMINE, Philippe et MATTEONI, Olivier dir. ; *La France des principautés : Les Chambres des comptes, XIV^e et XV^e siècles. Colloque tenu aux Archives départementales de l'Allier, à Moulins-Yzeure, les 6, 7, et 8 avril 1995*. Paris, 1996.
- 29 ADCO B2788
- 30 Archives Nationales KK323 et sa édition par FAVIER, Jean; *Les Contribuables parisiens à la fin de la Guerre de Cent ans. Les Rôles d'impôt de 1421, 1423 et 1438*. Genève, 1970.
- 31 原文は注23に示した刊行史料である。底本は Archives de la ville de Bruges, charte no.706.

小論は2003年度在外研究の成果の一部であり、さらに本年2006年度に日本学術振興会科学研究費補助金（基盤研究C）を得て行った研究の一部を付け加えた。